

議案第40号

三田市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

三田市農業共済条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成23年6月27日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市農業共済条例の一部を改正する条例

三田市農業共済条例（昭和47年三田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「と殺による死亡」の次に「及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第58条第1項（第4号に係る部分に限る。）の規定による手当金、同条第2項の規定による特別手当金又は同法第60条の2第1項の規定による補償金の交付の原因となる死亡」を加え、同条第2項第2号中「陥つたとき」の次に「(家畜が家畜伝染病予防法第16条第1項第1号の患畜若しくは同項第2号の疑似患畜となつたことを獣医師、当該家畜の所有者若しくは運送業者が発見したとき又は同法第17条の2第1項の規定により農林水産大臣が家畜を指定家畜として指定したときを除く。)」を加える。

第58条第1項第1号中「(昭和26年法律第166号)」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、兵庫県知事の認可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 家畜共済に係るこの条例による改正後の三田市農業共済条例の規定は、平成23年7月1日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係から適用し、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係については、なお従前の例による。